

## 大阪府石油コンビナート等防災計画の改正案の概要

平成 30 年 10 月の大阪石油コンビナート等防災計画の改正後、岬地区の特別防災区域の指定解除等の状況の変化や特定事業所における防災対策の進展による災害発生のリスクの低減等を踏まえ、次のような計画改正を行う。

### 1 現在の計画改正後の状況の主な変化

#### (1) 岬地区の特別防災区域の指定解除（全章 関係部分）

令和 2 年 3 月 31 日に関西電力株式会社多奈川第 2 発電所の危険物施設が廃止されたことを受け、令和 2 年 9 月 9 日、岬地区の特別防災区域の指定が解除された。

#### (2) 大阪港湾局の設置（全章 関係部分）

令和 2 年 10 月 1 日、大阪市と大阪府の港湾局を統合した「大阪港湾局」が設置され、特別防災区域が立地する大阪港と府営港湾（堺泉北港、泉州港（関西空港））の一元管理が開始された。

#### (3) 航空機事故における災害応急活動（第 5 章 第 4 節 第 3）

令和 2 年 3 月 1 日、「関西国際空港緊急計画」が改正され、大規模自然災害発生等の緊急事態発生時における関係機関の総合連絡調整等を行う対策本部業務について、関西エアポート株式会社が設置する「関西国際空港総合対策本部（KIX Joint Crisis Management Group）」において実施する体制に変更された。

#### (4) 災害対策基本法の改正に伴う避難勧告・避難指示の一本化等（全章 関係部分）

令和 3 年 5 月 20 日、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととする等の改正がされた。

### 2 特定事業所における対策の進展による災害発生のリスクの低減（第 3 章）

現計画では、平常時に想定される災害と地震・津波その他の異常な自然現象により想定される災害に分けて災害想定を行っており、東日本大震災後に示された科学的知見を踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震に起因する地震・津波による災害想定を実施している。

その後、法定基準強化への対応や第 1 期対策計画及び第 2 期対策計画による特定事業所の防災対策の進展により、以下のように災害発生のリスク低減が図られた。

	現在の計画	修正案
地震の長周期振動による浮き屋根式タンクからの油の溢流	最大約 1.2 万 kL	溢流による被害発生のおそれは低い
津波による危険物タンクの移動による石油類の流出	最大約 3.2 万 kL	最大約 0.56 万 kL

そこで、これらの防災対策の進捗を踏まえ、災害想定のうち、地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害想定の一部について、その影響の低減状況等に関する改正を行った。

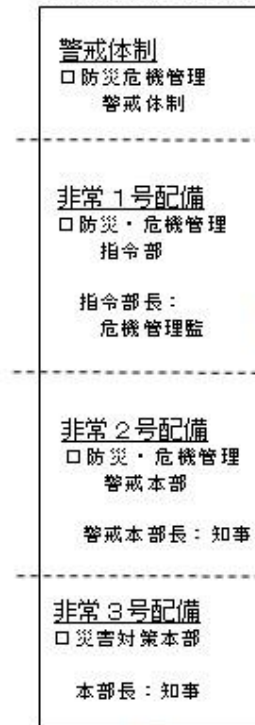
### 3 災害応急活動における防災体制の整理（第5章 第1節、次頁参照）

大阪府石油コンビナート等防災本部の防災体制及び大阪府の組織体制等について、大阪府地域防災計画との関係を踏まえた記載内容の整理を行った。

また、災害の状況に応じて災害発生地各市町長等を本部長とする「現地本部」を設置した時に、あわせて「現地調整本部」を設置することができることとしていたが、「現地本部」の設置に一本化した。

## 大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動（概念図）

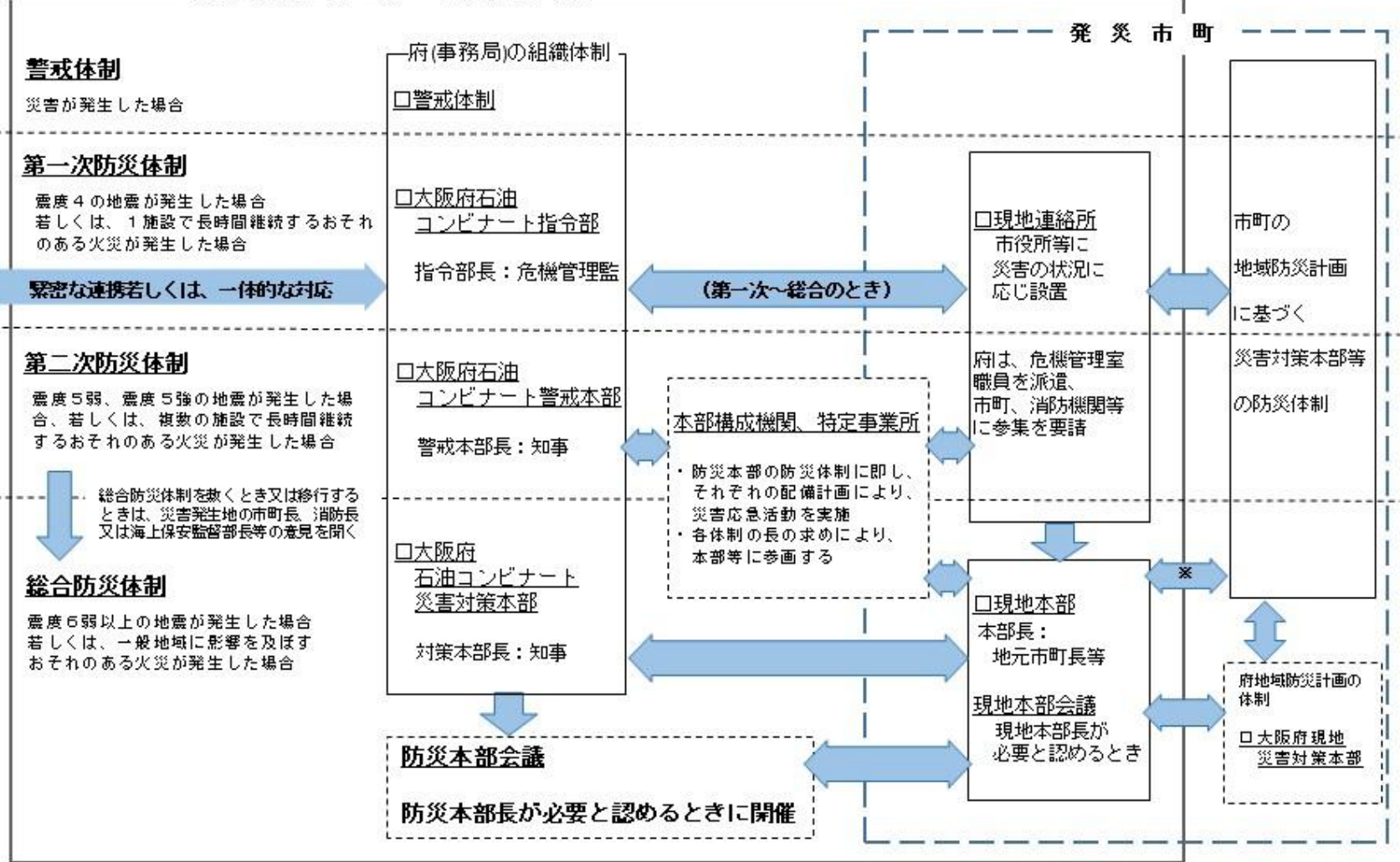
大阪府  
地域防災計画の体制



震災応急対策  
連絡会議

大阪府防災会議

### 大阪府石油コンビナート等防災本部



※：緊密な連携若しくは、一体的な対応